

令和7年7月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年7月11日（金）午前9時30分～

開催場所 橋本市教育文化会館 3階 第1研修室

出席委員

（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	○
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	◎	9番	織田 利治	◎
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
（14件）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）

議案第5号 非農地証明願いについて（7件）

報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1件）

傍聴人 なし

- (開会)
- 事務局 ただいまから令和 7 年 7 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いしま
す。
- 会長 －会長挨拶－
- 議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 8 番 藤田 和久 委員
議席番号 9 番 織田 利治 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。
- (議案第 1 号 農用地利用集積促進計画 (案) の決定について)
- 議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 5 件、
報告事項 1 件です。議案第 1 号「農地利用集積促進計画 (案) の
決定について」を議題とします。事務局より説明してください。
- 事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。
- 廣田委員 提出番号 4 番について、借人が株式会社ですが、どのような事
業を行なっていますか。
- 事務局 法人の定款を提出してもらっています。主に、電気設備工事に
係る調査計画、設計管理及び施工を行っています。また、農産物
や加工品の生産、販売及び輸入出を定款に定めています。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
ようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾するこ
とにご異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- (議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)
- 事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。
- 議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
- 石井委員 ●提出番号 1 番
事務局から説明のあった通りで特に問題はありませんが、農地
の畦畔に看板が立っていたのが気になりました。
- 米坂委員 ●提出番号 2 番
譲受人は以前からこの農地を耕作していました。また、他にも
沢山の農地を借りて農業をされています。特に問題ありません。
- 藤田委員 ●提出番号 3 番
農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、規模拡大を考えて

いた譲受人は売買により取得します。ブドウ農家として新規就農します。問題ありません。

池田委員 提出番号 4 番

遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。当該農地は以前から譲受人が耕作しており、取得後は水田として利用する計画となっています。何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 2 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

田中委員 ●提出番号 1 番

転用目的が農業用であれば、農地法の許可を提出すると転用してもよいという、誤った認識により許可前に完了しており、事務局から嚴重注意の上、始末書付きでの転用申請となっています。問題はありません。

米坂委員 ●提出番号 2 番

代理人に確認したところ、農地を道路や個人の駐車場に変更するには許可が必要なことを知らなかったとのこと。すでに令和 3 年 12 月に転用されています。仕方がないと判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 2 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号 1 番～3 番

●提出番号 1 番、2 番

高齢化で農地の維持管理に苦慮していたそれぞれ違う譲渡人が橋本市内で電気工事業を営む法人が事業拡大に伴い、駐車場が手狭となり、土地を探していた譲受人と話がまとまりました。何も問題ありません。

●提出番号 3 番

譲受人は山田に居住する個人で新たに進入路を付けて、駐車場を設置するとしています。農地を道路や個人の駐車場に変更する際は許可が必要なことを知らなかったとのこと。事務局から厳重注意の上、始末書つきの転用申請となっています。問題ないと判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 5 号 非農地証明について)

事務局 議案第 5 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番

台帳地目は田、現況地目は宅地及び雑種地です。昭和 51 年頃まで耕作をしていましたが、申請人の親が住宅を建てました。申請人が当該地の売買を行う際に、地目が田であることが判り、地目の変更をするために本申請を行いました。問題ありません。

田中委員 ●提出番号 2 番

平成元年頃まで耕作されていましたが、その後、植林を行い木も大きくなり山林化していました。問題ありません。

平田委員 ●提出番号 3 番

台帳地目は畑、現況地目は宅地です。平成 5 年頃までは申請人の夫が耕作をしていました。その後、農業用の倉庫を建てました。夫が死亡し、申請人が当該地を相続する際に地目が畑であることが判明し、現況に即した地目に変更するために本申請を行いました。問題ありません。

窪田委員 ●提出番号 4 番・5 番

提出番号 4 番

台帳地目は田、現況地目は宅地です。申請地は平成元年 4 月に橋本市が防火センターの用地として取得し建設しました。その後、令和 7 年 4 月に赤塚区の集会所として用途変更しようとしたところ、地目が田になっていることに気づきました。今後も集会所として利用されます。農地への復元は困難であり、もはや農地の状態にはありません。問題ないと判断しました。

提出番号 5 番

台帳地目は畑、現況地目は宅地です。申請地は平成 17 年頃まで耕作していましたが、申請人の父親が、農業用倉庫を建てたときに通路とするために、コンクリート舗装したと思われます。今回、申請地の地目が畑となっていることが判明しましたが、現況を畑に戻すことは困難であることから、当該申請に至りました。面積は 25 平米と狭小な土地です。通路として利用しており、畑にもどすのは不可能です。問題ありません。

藤田委員

●提出番号 6 番

台帳地目は田、現況地目は公衆用道路です。申請地は昭和 57 年に申請地の北側に農業用倉庫が建築され、隣家の勝手口に通じる通路としてコンクリート舗装されました。当該地は、幅員約 3 メートルの軽自動車が進入可能な通路となっており、田に戻すことは困難であることから、当該申請に至りました。問題ありません。

織田委員

●提出番号 7 番

台帳地目は畑及び田、現況地目は宅地です。申請地は、昭和 52 年頃まで耕作していましたが、その頃、住宅を建てました。申請人が当該地の売買を行う際に、地目が農地と判り、地目変更のために、本申請を行いました。申請地は農地への復元は著しく困難であり、もはや農地の状態ではありません。問題ありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員

異議なし

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局

報告第 1 号について議案書を基に説明。

議長

各委員から提案事項等ありませんか。

田中委員

現場確認の際に位置図を頂いていますが、担当地域でも山林化していたら、特定しにくい場所があります。もう少し詳しい地図を頂けないでしょうか。

事務局

現地確認は山林化された農地もあり、大変ご苦勞をお掛けしています。現場に行かれる際は従来の位置図を確認いただき、分かりにくい場所は事務局に連絡してください。分かりやすい地図を用意します。

閉会

以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和 7 年 7 月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	藤田 和久	印
	署名委員	織田 利治	印